

審査基準

I 審査方法

審査は、「ジョブ型研究インターンシップ推進事業」委託事業者を選定するための審査委員会を設置し、書類選考と面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目（参考例）

1. 事業内容に関する評価

- ① 事業内容／実施方法（①マッチングに関する支援）が、過去の実績を踏まえ具体的かつ実現可能であり、高い成果が期待できるものであること。【重点評価項目】
- ② 事業内容／実施方法（③普及展開、連携促進）が、過去の実績を踏まえ具体的かつ実現可能であり、高い成果が期待できるものであること。【重点評価項目】
- ③ 事業内容／実施方法（②インターンシップの実施や事後処理に関する支援及び④付帯事務）が、過去の実績を踏まえ具体的かつ実現可能であり、高い成果が期待できるものであること。
- ④ 事業計画が、具体的かつ実現可能なものであること。
- ⑤ ガイドラインを踏まえ、事業目標が適切に設定され、事業内容／実施方法及び事業計画と整合的であること。
- ⑥ 本委託事業期間終了後に、提供するサービスとそれに対する対価について、十分な利用者の確保と拡大が見込まれる計画となっていること。
- ⑦ 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。
- ⑧ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当する組織及びメンバー並びにその役割が具体的に示され、かつそれが全国を対象とした本事業を遂行するうえで必要な人員・組織体制となっていること。【重点評価項目】

- ② 本事業を担当する組織の代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともに十分なマネジメント力を有していること。
- ③ 博士人材キャリアパス構築に関する企業・大学との十分な取組実績を有していること。
- ④ 本事業を行える十分な IT システム基盤を有していること。
- ⑤ プライバシーマーク認証又はジョブ型インターンシップ推進協議会に関する業務を担う部署を対象とする JIS Q 15001（個人情報保護）認証若しくは ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得又は委託事業期間中に取得が十分見込め、十分な情報管理体制となっていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施主体に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点（10点） 優れている＝4点（8点）
 普通＝3点（6点）
 やや劣っている＝2点（4点） 劣っている＝1点（2点）
 ※（ ）内は重点評価項目の得点

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。
 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1. 7点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2. 5点
- ・認定段階3＝3. 3点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0. 8点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1. 7点
- ・トライくるみん認定＝2. 5点

- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝2.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝2.5点
- ・プラチナくるみん認定＝5点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝3.3点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点